

物価高騰緊急対策支援を 実施します！

市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰により経済的な負担増に直面する市民を支援するため、負担軽減を図るための各種支援を行います。

支援その1

農業薬剤費・光熱動力費高騰対策として支援金を交付します！

物価高騰による農業経営への影響を踏まえ、農家負担の軽減と営農意欲の維持・向上のため、支援事業を実施します。

●事業概要

令和5年農業薬剤費及び光熱動力費に対し、作付面積に応じた支援金を交付します。

●交付対象者

市内の販売農家で、令和5年中に農業収入があり、市税に滞納がない方。

●支援の内容

品目	水稻・畑作	果樹	露地野菜	施設野菜
単価	600円/10a	3,300円/10a	1,000円/10a	2,500円/10a

●申請に必要な書類

①交付申請書兼請求書 ②同意書 ③申請者名義の口座通帳又は写し ※①と②は受付会場に用意します。

●申請方法

- ①窓口申請の他、郵送及びメールでも申請を受付けます。様式は市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。(宛先、アドレスは下記参照)※郵送・メールでの申請者に後日電話にて本人確認を行います。
- ②集落営農組織に加入し、水稻・大豆のみ作付の場合、組織単位で受け付けますので、農家個人による申請は不要です。その他の作物も作付している方は、別途申請をお願いします。

●受付方法について

以下の日程、会場にて受付いたします。受付時間は9:00～17:00です。

対象地域	受付日	受付会場
平賀地域	11/24(金)・11/27(月)	本庁舎1階 ひらかわぶれいす「アヴェッサ」
尾上地域	11/28(火)	尾上総合支所1階 パインフォーラム
碓ヶ関地域	11/29(水)	碓ヶ関公民館1階 大研修室
平賀東部地区	11/30(木)	葛川支所1階 旧保育所ホール
全地域共通	12/1(金)～1/31(水)	農林課(本庁舎3階18番窓口)

●交付時期

12月下旬から順次支払予定。

【問合せ・申請】 農林課 生産振興係 ☎55-5718
〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6
Mail : nourin@city.hirakawa.lg.jp

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



支援その2

平川市水道基本料金の減免または助成を2か月延長します！



市では、9月請求（8月使用分）から12月請求（11月使用分）まで実施している水道基本料金の減免または水道基本料金相当額の助成を、令和6年2月請求（1月使用分）まで延長します。

水道基本料金の減免について

●減免の対象者

平川市または久吉ダム水道企業団から給水を受けている方（地方公共団体が所有管理している施設は対象外） ※申請不要

●減免する額

令和6年1月請求（12月使用分）から令和6年2月請求（1月使用分）の基本料金及びメーター使用料 ※減免後の水道料金を請求します。
※基本料金を超えた従量料金と下水道使用料は通常どおり請求します。

水道基本料金相当額の助成について（井戸水や町会などが管理する水道のみを利用している方）

●助成の対象者（申請が必要です）

水道基本料金の減免の対象者に該当しない方で、令和5年8月から令和6年1月の間に平川市住民基本台帳に記載された住所地の世帯の方（ただし、世帯につき1人のみとし、同一の住所地に2世帯以上が居住する場合は、1世帯分のみとします。）

※既に申請済みの方は延長に係る申請は不要です。

●助成する額

1か月あたり2,080円 ※8月から令和6年1月のうち、実際に居住した月数分

●申請受付期間 令和6年1月31日(水)まで

●助成金の交付

11月30日までに申請
→延長した2か月分は令和6年2月中旬交付
12月1日から令和6年1月31日までに申請
→令和6年2月中旬交付

●申請書類の提出について

上下水道課総務係（本庁舎3階15番窓口）、尾上総合支所庶務係、碓ヶ関総合支所庶務係、葛川支所庶務係

【問合せ】 上下水道課 総務係 ☎55-5383

はたち

「二十歳の成人式」を開催します

市では令和5年度「二十歳（はたち）の成人式」を開催します。仲間同士お誘いあわせのうえ、ぜひご出席ください。

●開催日 令和6年1月7日(日)

●場所 文化センター 文化ホール

●スケジュール

受付12:00 写真撮影12:40 式典13:40

●対象者 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で ①開催日（令和6年1月7日）時点で平川市に住所がある方 または ②中学校卒業（平成31年3月31日）時点で平川市に住所があった方 ※学校や仕事の関係などで、現在市外に住んでいる方でも出席できます。

●案内文書等の送付について

令和5年11月1日時点の対象者へ12月上旬までに案内文書と入場券を送付します。転出された方には転出先へ送付します。※式典当日は必要事項を記入した入場券を必ずお持ちください。案内文書と入場券がお手元に届かない場合でも出席可能ですが、受付にて氏名・連絡先などを記入していただきます。

●式典の観覧について

ご家族の方も入場いただけます。席数に限りがありますので、立ち見となる可能性がございます。あらかじめご了承ください。なお、式典の様子は後日、市YouTubeチャンネルでのオンライン配信を予定しています。

式典に関する最新情報は市ホームページや文化センターの各SNSで確認してください。



X (旧 Twitter)



facebook



YouTube

【問合せ】 生涯学習課 社会教育係 ☎55-5784